

第1回 大阪市特別職報酬等審議会議事録

- 1 日 時 平成20年11月20日(木) 午後1時30分から午後3時10分
- 2 場 所 大阪市役所本庁舎7階 市会第6委員会室
- 3 出席者
(委員)
大川会長、平岡委員、藤井委員、松浦委員、村上委員、吉村委員
(市側)
柏木副市長
<総務局>
村上総務局長、中村総務局理事兼人事部長、柗給与担当課長
間嶋給与担当課長代理、大川担当係長、高畑担当係長
<財政局>
井上財政局長、吉村財務部長、長沢財務担当課長、種林総務担当課長
岡本担当係長、西口担当係長
<市会事務局>
遠藤市会事務局次長
- 4 議事録

【出席者紹介】

(給与担当課長)

本日は、誠にお忙しいところ、当審議会にご出席賜りましてありがとうございます。

ただ今より、大阪市特別職報酬等審議会を開催いたします。

私、総務局人事部給与担当課長の柗でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。それではまず、本日、ご出席いただいております委員の皆様をお手元の大阪市特別職報酬等審議会委員名簿に沿いましてご紹介させていただきます。大川委員でございます。平岡委員でございます。藤井委員でございます。松浦委員でございます。村上委員でございます。吉村委員でございます。

なお、本日は、川口委員、岸本委員、久米井委員は、ご都合によりご欠席させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

続きまして、市側の出席者のご紹介をさせていただきたいと思ひます。本日平松市長につきましては、出席していただく予定でございましたけれども緊急の公務のために欠席させていただきます。

それではご紹介させていただきます。柏木副市長でございます。村上総務局長でございます。井上財政局長でございます。中村理事兼人事部長でございます。吉村財務部長でございます。遠藤市会事務局次長でございます。長沢財務担当課長でございます。種林総務担当課長でございます。以上でございます。

本日は、委員の皆様方が、ご就任いただきましてから、最初の審議会ということとなりますが、昨年度につきましては、諸般の事情により審議会を開催できませんでしたことをお詫び申し上げます。

それでは、初めに審議会の会長の選出をしていただくこととなりますが、選出までの間は、事務局を代表いたしまして総務局長が進行を進めさせていただきたいと考えております。

総務局長、よろしくお願いいたします。

【開 会】

(総務局長)

総務局長の村上でございます。それでは、会長が選出されるまでの間、私が進行をつとめさせていただきます。なお、当審議会につきましては、会議の公開要領に基づきまして、公開させていただいております。

報道機関より写真撮影の許可願いが出ておりますので、これを許可いたしたいと思っております。よろしいでございますか。

(各委員)

異議なし。

(総務局長)

それでは、許可することといたします。

それでは、ただ今より開会にあたりまして、市長に代わりまして、柏木副市長からご挨拶申し上げます。

(副市長)

改めまして副市長の柏木でございます。先ほど司会の方からございましたように市長に突然の公務がございまして、今日は欠席させていただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、お忙しいところ本審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、平素は大阪市政の各般にわたり、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市特別職の報酬等の額等につきましては、皆様に諮問させていただき、ご審議いただいているところでございます。

つきましては、後ほど正式に諮問書をお渡しいたしますが、今年度は本審議会におきまして、本市の特別職の報酬等の額及び大阪市会政務調査費の額につきまして、諮問させていただきたいと考えております。

委員の皆様には、大変ご苦勞をおかけいたしますが、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

(総務局長)

それでは、ここで皆様に会長を選出させていただきたいと存じます。会議資料のうち、参考資料2をご覧ください。

本審議会の規則となっておりますので、第3条をご覧ください。会長につきましては皆様の互選により、また会長の職務代理者につきましては会長のご指名により、決めていただくこととなっております。

会長の選出につきまして、ご推薦等はございませんでしょうか。

(松浦委員)

前回に引き続きご苦労さまでございますけれども、大川委員にお願いしてはいかがでしょうか。

(総務局長)

ただ今、大川委員にお願いしてはどうかというご意見をいただきましたけれども皆様いかがでございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(総務局長)

皆様の賛同がございましたので、大川委員に会長の任に就いていただきたいと存じます。

それでは、大川委員、会長席へご着席いただきまして、以後の進行につきましてよろしくお願い申し上げます。

【議事進行】

(大川会長)

ただ今、皆さんの同意をいただきましたので、私が会長を務めさせていただきます。議事の進行等につきましては、皆様のご協力をお願いし、この審議会の目的を十分達成できるよう微力ながら精一杯努めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。座らせていただきます。

なお、会長の職務代理人につきましては、ただ今の資料のとおり会長が指名することとなっておりますが、村上委員にお願いしたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(大川会長)

ありがとうございます。私が職務執行出来ない場合は村上委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、市側より諮問をお受けしたいと思っております。

(副市長)

特別職の報酬等の額及び大阪市会政務調査費の額について諮問いたします。平成20年11月20日、大阪市特別職報酬等審議会会長大川勉様、大阪市長平松邦夫。どうぞよろしくお願いいたします。

(大川会長)

それでは審議に入らせていただきます。

本日は、特別職の報酬等の額及び大阪市会政務調査費の額について諮問を受けました。

それでは、まず特別職の報酬等の額等について議論するにあたり、市側より説明を受けたいと思います。よろしく申し上げます。

【資料説明】

(理事兼人事部長)

総務局理事兼人事部長の中村でございます。

それでは、ただ今より本審議会の審議経過及び国、他都市の状況等につきまして、お手元の会議資料に沿ってご説明させていただきます。

失礼でございますが、座ってご説明させていただきます。

1ページの〔資料1〕でございますが、最後にご説明いたしたいと存じますのでよろしく願いいたします。

続きまして、3ページの〔資料2〕をご覧いただきたいと存じます。

市長、副市長等につきましては、平成20年2月から平成23年12月までの期間10%の給料の減額措置を行っております。

なお、平成20年2月に限りまして、20%の給料の減額措置を行っております。

また、平成20年10月の市長・副市長の給料は、本市における一連の不適正資金問題に関しまして、さらに30%の減額措置を行っております。

続きまして、4ページの〔資料3〕をご覧いただきたいと存じます。

この資料は、本市特別職の報酬等の額につきまして、昭和52年からの変遷をまとめております。

直近の改定といたしましては、表の一番下の項でございますが、平成17年度の審議会答申に基づき、平成18年1月に報酬額等を改定してありまして、現在の報酬等の額となっております。

続きまして、5ページの〔資料4〕をご覧いただきたいと存じます。

この資料は、政令指定都市、東京都、大阪府、国の特別職の報酬額等を一覧にしたものでございます。

なお、上段と下段に分けて記している都市につきましては、本市と同様に減額措置を行っております自治体でございます。上段が減額前の額、下段は減額後の額を記しております。

また、他都市におけます最近の改定状況といたしましては、上から5段目のさいたま市が平成20年1月に、上から7段目の東京都の知事、副知事が平成20年4月に、上から8段目の川崎市が平成19年4月に、上から9段目の横浜市が平成20年4月に、上から12段目の名古屋市が平成19年4月にマイナスの改定を実施しております。

上から10段目の静岡市の市長は平成19年4月に、プラスの改定を実施しております。

国の特別職の歳費につきましては、国の一般職の給与改定に準じて改定が行われてありまして、一番下に記しておりますとおり、平成18年度から改定が行われておりません。

また、本年の国家公務員の一般職の給与に關します人事院勧告につきましては、その骨子を6ページから7ページにお示ししております。

内容につきましては、6ページ上段の枠囲み部分の「本年の給与勧告ポイント」をご覧いただきたいと存じます。

官民給与の較差でございますが、0.04%と極めて小さいことから月例給の改定は行わず、さらに期末・勤勉手当も民間の支給割合と概ね均衡していることから改定は行わないものとする内容となっております。

その他の内容につきましては、省略させていただきます。

続きまして、8ページの〔資料5〕をご覧いただきたいと存じます。

一般職の職員の給与改定につきましては、右端の給与改定率の欄にございますように、平成18年度は1.96%、平成19年度は0.07%、平成20年度は0.6%でございます。今年度は、平成20年12月1日から実施することとなっております。

また、資料には記載してございませんが、平成18年度以降の一般職の給与改定率の累計につきましては、2.48%となっております。

なお、参考といたしまして、9ページから13ページに本市人事委員会の報告・勧告の概要をつけさせていただいておりますが、この内容に基づき、今年度の給与改定を行うこととしております。

続きまして、14ページの〔資料6〕をご覧いただきたいと存じます。

平成17年を100とした、全国と大阪市内における総合指数の推移を一覧表にしております。

平成20年は1月から9月までの平均値でございます。昨年の平成19年から比較いたしますと僅かながら上昇の兆しをみせております。

以上が資料のご説明でございます。

最後に、前回の審議会答申につきまして、ご説明させていただきますので、1ページの〔資料1〕をご覧いただきたいと存じます。

前回平成18年12月13日の審議会答申において、平成17年度は、平成8年以来10年間の一般職の給与改定状況を踏まえた上で報酬等の減額改定を行っていること、平成18年度においては他都市において改定の動きが少ないこと。さらに消費者物価指数が横ばいであることなど、社会経済情勢を総合的に勘案すると、平成18年度のみ一般職の給与改定状況だけで報酬等を改定することは適当でなく、改定を見送ることが妥当であるとの内容を尊重し、報酬等についてはこの間、据え置いているところでございます。

また、同答申においては、地方分権の一層の推進などを踏まえ、責任自治体として職務を円滑に執行するために、市民が納得する報酬額等のあり方を、独自性という観点も持ちながら検討していくことが必要不可欠である。

地方自治法の改正に伴い、従来助役制度にかわり、市長権限の一部が可能となる副市長制度の導入に伴う、報酬の考え方について整理が必要である。と、ご意見をいただいております。

そして、これらのご意見や、特別職の退職金制度を審議会の審議項目として追加することを踏まえた上で、市側において、特別職の報酬等のあり方について総合的に調査、研究を進めていく旨について、審議会として了承されております。

特別職の報酬等のあり方の整理につきましては、この答申でのご意見を踏まえ、事務局において、地方分権の推進や、従来の助役制度に替わって設けられた副市長制度化により、市長・副市長の職責がより高まる中で、その職責に見合う給与等の水準や給与体系のあり方を再検討することとし、再検討にあたりましては、市民に説明責任が果たせるよう、その根拠づけを明確化する。

根拠づけにあたっては、他の政令指定都市の状況に加え、例えば、国の有識者懇談会報告書も参考とする。

外部・内部を問わずあらゆる人材確保に対応していくため、市長・副市長の職責に見合う給与水準等については、給料等や年収のみならず、退職手当も含めた一体的な給与体系において在職期間中の総報酬額のあり方を探る。方向で調査・研究を行っているところでございます。

しかしながら、市長・副市長の職責に見合う給与水準等につきましては、元々その根拠について体系化されたものがなく、この間、先ほど申し上げました考え方に基づき、事務局において根拠となり得る材料等を調査、研究してまいりましたが、現段階におきましては、審議会場で議論いただく検討材料が整っていない状況にあります。

従いまして、審議会委員の皆様方には申し訳ございませんが、今回は特別職の報酬等の額についてのみ諮問させていただくことといたしました。

どうぞよろしくご審議賜りますようお願いいたします。以上でございます。

(財務部長)

財政局の財務部長の吉村でございます。

それでは、私の方から大阪市の財政状況と市会の活動状況について、ご説明申しあげます。座ってご説明させていただきます。

まず、資料15ページの資料7大都市の予算規模比較をご覧いただきたいと思っております。

大阪市は西日本の中核都市として、社会、経済、文化それぞれの方面において重要な役割を担っておりまして、予算の規模も、20年度予算におきましては、対前年度4.6%の減となっておりますものの、総額は3兆8,560億円(一般会計1兆5,925億円、特別会計2兆2,635億円)と、厳しい財政状況の下ではあります、たいへん規模の大きなものとなっております。

他の自治体はどうかといいますと、表にございますように、例えば人口で一番大きな指定都市である横浜市は、3兆3,195億円。また大阪府は、4兆1,568億円となっております。これらと比較いたしましても、大阪市の行政規模の大きさが伺えるところでございます。

このように大阪市の予算の規模が大きいのは、住民に直結いたします、ごみ収集、下水処理、消防などの市町村としての基礎的事務に加えまして、政令指定都市として、地方自治法などに基づいて民生、衛生、道路などの大都市特例事務を府に代わって実施しておりますほか、近畿圏の母都市として、大阪府と同等の事業や、地下鉄、バスなどのように府でも実施していない事業を行っていること、などによるものでございます。

次に、その下の平成19年度大阪市普通会計決算見込額についてご説明申し上げます。

これは、総務省が全国統一の基準で集約している普通会計というベースでの決算の統計数値でありまして、この表で19年度決算の特徴をご説明させていただきます。

まず、右の欄の歳出につきましては、中ほどにございます義務的経費である生活保護費等の扶助費が3.1%と増加しており、土地開発公社経営健全化対策による用地取得費の増などにより投資的経費が7.7%増加していますものの、新規職員の採用凍結などによる人件費の削減や、その他の経費において、地下鉄8号線（今里筋線）の完成に伴う高速鉄道への出資・補助の減など大幅な減がございまして、一番上の欄にある歳出総額で0.9%の減と8年連続の減となっております。引き続き歳出抑制に努めたところでございます。

一方、左の欄の歳入につきましては、歳入の基幹となります地方税は、税源移譲や定率減税の廃止など税制改正による個人市民税の増収等により、4.0%の増、額にして約259億円の増と4年連続して前年度決算額を上回ったものの、昨今の経済状況を踏まえると、今後も厳しい状況が続くと予想されます。また、表にはございませんが、歳入総額に占める市税の構成比についても、43.0%と非常に低水準となっております。

地方交付税におきましては、昼夜間人口差補正が廃止されたことなどによりまして、367億円の大幅な減となっております。また、地方債につきましては、引き続き発行の抑制に努めたことにより、総額では0.8%、5年連続しての減としたところでございます。

この結果、表の下にございますが、歳入と歳出の差引である形式収支は40億300万円でございます。翌年度に繰り越した事業にかかる一般財源所要額を差し引いた実質収支は4億3,400万円の黒字となっておりますが、本市の会計規模からいたしますと、ほぼ収支均衡という状況にございますし、これも、地方交付税や特別債など合わせて約835億円にのぼる地方財政対策に基づく多額の補てん財源を得て、かろうじて収支の均衡を維持しているというのが実情でございます。また、経常収支比率については、18年度と比べ0.2ポイント悪化いたしました。99.9%となっております。

次ページの16ページをご覧くださいと、普通会計決算の推移でございます。市税収入がピークの平成8年度を100として以降の推移をグラフにしておりますが、人件費につきましては減少しておりますものの、扶助費の急激な伸びなどによりまして、財政の硬直化が進んでいるところです。市税につきましては、前年度決算を上回ったものの、昨今の経済状況からいたしますと、その動向が非常に懸念され、本市の財政状況は、依然としてかつてないほどの厳しい状況が続くものと認識しております。

続きまして、市会の活動状況についてご説明申し上げます。

17ページの資料8、市会活動状況をご覧ください。地方公共団体の議会は、法律で定例会と臨時会とするとされておりますが、大阪市会の場合は、条例により、定例会を年4回開会することが定められております。その会期は、規則により、予算及び決算の定例会はそれぞれ30日、その他の定例会は7日、臨時会は5日と定められており、表の左の会期日数の欄にありますように、ここ7年間の平均では88.4日、平成19年度では72日となっております。これに加えて、大阪市の場合は、各会期前1週間の間には審議案件などの事前審査を行うこととしております。

議員定数につきましては、昭和62年以来、90人でしたが、平成15年度より1名減の89人となっております。また、議会には、分野を決めてそれぞれ専門的な審議をしていただくため、常任委員会と特別委員会を設置できるようになっておりまして、本市におきましては、財政総務、民生保健など、事務事業の部門ごとに6つの常任委員会(財政総務、文教経済、民生保健、計画消防、建設港湾、交通水道)を設置しておりますほか、特別委員会につきましては、平成19年度では、公営企業・準公営企業会計関係と一般会計関係の2つの決算特別委員会を設置し、また、地方分権の進展、地方税財政制度の確立、また環境問題への一層の関心の高まりなどに対応するため、地方自治法に基づく特別委員会として、各々の目的に沿った調査研究活動等を行うため、大都市・税財政制度特別委員会、環境対策特別委員会、市政改革特別委員会が設置されております。これら、常任委員会と特別委員会が実質審議の場となっているわけでございます。

常任委員会、特別委員会の開会日数でございますが、表にありますように、平成19年は、常任委員会につきましては91日、特別委員会につきましては23日となっております。

また、市民からの請願・陳情の審査、あるいは市会としての意見書や決議などの議員自らが提出する議案の審議などがございます。請願・陳情の審査につきましては、18ページの資料、請願・陳情受理件数を付けておりますが、これらの審議を行うために、各議員においては、常日頃、市政について様々な調査・研究を行うとともに、市民の声を集め、行政に反映させるため、福祉・教育・住宅・生活環境などの各分野において、各種相談・活動要望などされているところでございます。

今後、地方分権の進展に伴い地方の役割が高まりつつありますなか、大都市税財源の充実の課題、都市再生の課題など緊急に取り組むべき問題も多く、議員が調査・研究すべき課題はさらに一層多岐にわたっているというのが実情であります。

次に、19ページの資料、議会活動状況比較表は、政令指定都市、及び、東京都、大阪府の議会活動状況を一覧にしたもので、議員一人当たりの人口や、本会議開催状況などを記載いたしております。

議員一人当たりの人口につきましては、東京都と大阪府を除きますと、横浜市が39,653人と一番多くなっております。次いで名古屋市の29,949人、大阪市の29,788人となっております。また、資料にはございませんが、本市は昼間流入人口が多く、平成17年の国勢調査での昼間人口は約360万人でございますので、議員一人当たりいたしますと約4万人となりますので、概ね、横浜市と同程度人口となっております。

また、お手元で別途一枚ものの資料といたしまして、議員一人あたりの世帯数が一枚ものの資料となっておりますが、これでいきますと大阪市は、横浜市に次いで世帯数が多いという状況でございます。

以上簡単ではございますが、財政状況等につきましてご報告申し上げます。

引き続きまして、お手元に配布しております資料の内、今年9月にとりまとめられました経費削減の取組について(素案)抜粋版の概略について説明をさせていただきます。

まず1頁をご覧ください。なぜ経費削減の取組が必要かと題打っておりますが、バブル崩壊以降税収の急激な落ち込み等により、危機的な財政状況に直面いたしましたことから、平成18年度からの5カ年の取組みとして、平成22年度までに2,250億円の経費削減に取り組むこととした市政改革基本方針を策定いたしました。

その中間年であります平成20年度予算までの3カ年での取組みで、達成率78%までこぎつけておりますものの、内訳的には人件費などの経常経費の達成率が48%と道半ばの状態にあります。

また、この5月に平成29年度までの財政収支の中期見通しを立てましたところ、表にございますように21年度以降、経常経費の削減が進捗しない場合の財政収支が、破線グラフでございますが、平成23年度には、国の財政健全化法でいいます早期健全化基準を超えてしまうといった状況にあり、また、当初の市政改革基本方針どおりに平成22年度までに約500億円の経常経費の削減をいたしましても実線でございますが、平成26年度には早期健全化基準を超えてしまうという状況にございまして、これらの赤字を出さないためには、現行の平成22年度までの市政改革基本方針（マニフェスト）を達成いたしましても、平成23年度以降、更に年平均170億円の収支対策が必要となりますことから、この経費削減の取組について（素案）を策定し、現在、市民の皆様からのパブリックコメントを求めているところでございます。

この素案の取組みのポイントでございますが、2頁をご覧ください。

人件費については、当初、現行マニフェスト取組み期間中は基本的に職員の採用を凍結することとしております（当初約7千人の見直し 早期退職者の増により約2千人弱を上積み）が、平成23年度以降も引き続き採用を抑制するとともに、平成21年度から29年度までの間、職員の給与カット等を実施

施策・事業の見直しにつきましては、制度本来の趣旨や意義を失っていないか、受益と負担の関係が適正化どうか、制度疲労していないか、といった観点から多角的に見つめ直し、利用実態を勘案しつつ持続可能な制度として維持・継続をはかることとしており、これにより平成29年度までの収支不足（1,200億円）への対応にも目途が立つと認識しております。

3頁には具体の人件費の削減イメージを記載しており、平成21年度から29年度まで、全職員の給料5%カット、管理職手当の10%カット、その他の手当等も見直しを加えるとともに、平成23年度以降も人員抑制を継続させることで約1,350億円の見直しを行うこととしております。

次に4頁ですが、共通管理業務の集約化など一般事務費の節減、事業施策の縮減等で103億円、受益と負担の適正化、施設・制度の効果的効率的な運営で98億円の見直しを行うこととしております。

5頁ですが、この素案の取組によって、財政収支といたしましては健全化法という早期健全化基準を上回ることなく、平成29年度には概ね均衡する見込みとなっております。

以上簡単ではございますが、経費削減の取組について（素案）の概略でございます。

それでは最後に、A4横版で表に大阪市政務調査費交付金についてとあります資料についてご説明させていただきます。

まず、1ページの政務調査費の概要でございますが、大阪市会政務調査費の交付に関する条例の概要を抜粋したものでございますが、政務調査費は、市会議員の市政に関する調査研究に資するため必要な経費の一部として交付することとし、現在、会派もしくは、会派が選択した場合は会派と議員に交付しております。

交付額は、会派交付を選択いたしました場合は、月額60万円に会派所属議員数をかけた金額を、議員との併用交付を選択いたしました場合は、60万円のうち10万円が会派に、残りが議員に交付されることになっております。この他会派に属さない議員への交付額は50万円のみとなっておりますが、現在は、すべて会派への交付を選択されております。

また、市長が別に用途基準を定め、市政に関する調査研究に資する必要な経費以外に充ててはならないこととしており、収支報告等につきましては、1件5万円以上の支出には、領収書等当該支出の事実を称する書類を添付した収支報告書を議長に提出し、何人も議長にその写しの閲覧を請求できることとしております。

次に、2ページの市会での主な改革の取り組みでございますが、費用弁償の廃止につきましては、1日当たり1万円支給していましたが、議員提案により平成17年12月に大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例が改正され、廃止されております。

次に、政務調査費の透明性確保の取り組みについてでございますが、平成13年4月に大阪市会情報公開条例が議員提案により制定施行され、同じく議員提案によりまして、平成18年4月に、先程、政務調査費の概要で説明いたしました、1件5万円以上の領収書等の添付と、領収書も含めた収支報告書の閲覧について何人に対しても行うこととされています。

また、同年7月には、政務調査費の取扱い要綱及び手引きを議長により策定施行をされております。

ご参考として、取扱い要綱と手引きの抜粋をお手元に置いておりますが、取扱い要綱では、例えば、第2条の2(3)(4)で領収書等証拠書類を徴することや整理・保存について定めており、第3条1項で慶弔費や餞別など政務調査費では支出できない経費を明示されるとともに、第3条2項で経費按分や、第4条で調査研究費や会議費等、費目の基準の設定と、その支出にかかる帳票類の整理・保管を義務付けるなどのほか、第6条で議長による収支報告書等の検査や必要に応じた説明の要請、修正の指示を行うことが定められております。

また、手引きでは、個々の説明は省略させていただきますが、取扱い要綱にあります内容の具体的手続き等が詳細に記載されております。

これらは、住民監査請求に基づく監査が実行された大阪府政務調査費の監査結果を受けた大阪府議会における政務調査費あり方協議会での最終報告書と同様のもので、先駆けてこういったものを自ら策定されておられます。

その他、最下段でございますが、平成11年度より見直しの検討を始めておられ、平成11年時点では21台あったものを、順次、見直しを行い、平成18年3月には、正副議長車を除き、全廃しておられます。

次に、3ページの政務調査費の支出額の状況でございますが、会計年度終了後に報告がありました収支状況を前回改定のあった平成13年から掲載しており

ますが、15年と19年は、市会議員の改選がございましたので、前任期分として報告のありました4月分を掲載いたしております。

支出額につきましては、平成17年度までは、ほぼ100%近く執行されておりますが、18年度は639,600千円の交付に対し、22,278千円の返還が、また、19年度は586,800千円の交付に対し、13,557千円の返還がございました。

次の4ページには、平成19年度の支出内訳がございまして、執行総額は586,800千円となっております。構成割合の大きいものは、会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費でございます。人件費が229,438千円、40%、次いで、会派が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費及び調査研究活動のために必要となる事務所の設置及び管理に要する経費でございます。事務・事務所費が191,890千円、33.5%、会派が行う調査研究活動、議会活動及び市の政策の市民への報告及び広報に要する経費並びに会派の政策等に対する要望及び意見を聴取するための会議等に要する経費でございます。広報・広聴費が62,483千円、10.9%となっております。

次の5ページと6ページは、報酬額とも関係のあります市会活動状況でございまして、先程ご説明させていただきました資料と重複しておりますので、説明を省略させていただきます。

次に、7ページの大阪市予算の推移でございまして、非常に厳しい財政状況にありますことから、事業施策の選択と集中をはかる予算編成を行ってきており、前回改定しました平成13年度と20年度を比較いたしますと大阪市の予算規模は11.5となっております。また、右にありますように一般会計では16.9となっております。

次に、8ページの消費者物価指数等の推移でございまして、平成13年を100といたしました19年の指数は、総合で98.8、また賃金は98.5と若干下がってはおりますが、ほぼ横ばいに近い状況でございます。

次に、9ページ、10ページの他の政令指定都市、東京都、大阪府の政務調査費の比較でございまして、議員一人当たりの交付月額につきましては、各都市の規模等により額は様々ですが、本市の交付額は、10ページ下段の東京都（60万円）と大阪府（59万円）と同水準となっております。

最近の改定状況の欄ですが、近年、交付額を減額されたのは、仙台市が20年4月から3万円引き下げて月額35万円、浜松市が19年4月から3万円引き下げて月額15万円の2都市のみでございまして、9ページ最下段の大阪府は、20年8月から月額50万1500円とされておりますが、これは、大阪府の財政再建計画案であります大阪維新プログラム（案）を受けて、議会自らが、現在任期間の額を15%カットすることとされたものでございます。

一方、透明性の確保に関しましては、他にさきかけて、平成18年度から5万円以上の領収書を添付することといたしておりますが、収支報告書への領収書等証拠書類の写しの添付の欄にございまして、ここ1、2年で、ほとんどの都市が取り組みを進めておられ、領収書など支出を証する書類を全て添付とされている都市が、政令指定都市17都市中、12都市、1万円以上が2都市、5万円以上が3都市でございまして、19年度以降透明性の確保に取り組んだ都市は14都市、うち11都市は全ての領収書を添付することとしております。

大阪府においては、先ほどご説明させていただきました額のカットに合わせ19年10月より、すべての領収書等を添付することとされ、また、東京都は、

現時点では領収書等の添付義務はございませんが、21年4月に全て添付とする予定と聞いております。

最後に、11ページの前回平成13年9月に審議会からいただきました答申の要旨でございますが、地方分権の進展に伴い、地方議会が担う役割はますます重要なものとなっており、政務調査費の必要性は増大するとともに市民からの要望は年々高まり、多種多様なものとなっていると意義付けていただき、額については、他都市が改定している状況から、東京都の状況等を考慮し、60万円に改定するのが妥当と考えるとの答申をいただきました。

また、併せまして、市民ニーズに応えるべく議員の広範な調査研究経費を保障するため交付されるものであるため、その趣旨が十分活かされるよう、また、市民の要望が十分に吸収・反映されるとともに、市民に対し議会活動の透明性を確保し、情報の公開に努めるよう求めるとの意見を付していただいております。

資料の説明は以上でございます。

【意見交換等】

(大川会長)

はい。ありがとうございました。ただいま、市側から説明を受けましたが、皆様方からご意見、ご質問などがございましたら、お出しいただきたいと思っております。

(大川会長)

それではですね、まず、私が口火を切りまして、質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど、資料8の前に図がありました。普通会計決算の推移の図がありましたが、先ほどの説明とこれを見ただけでは、財政の硬直化が進んでいるとは一目では分からないですけれども、何か、一目で財政硬直化が進んでいると分かるものはありますか。

(財務部長)

ただいまの質問でございますが、資料7の下にございます経常収支比率。これは、地方交付税等何にでもつかえる一般財源が、どれくらい事業に充てられているかということで、99.9%というのは、ほとんど経常的な仕事に使われていると。残り0.1%しか経常的以外の仕事につかえないという状況になっておりまして、そういったことで、財政が硬直化していることは経常収支比率で判断されるというところでございます。

(大川会長)

それは、図のどこかにありますか。

(財務部長)

暦年ですね、資料はお付けしていないですけれども、ここ数年で、どんどん財政の硬直化が進んでおります。

(大川会長)
はい。どうぞ。

(松浦委員)
諮問の中で、特別職の報酬等の額と大阪市会政務調査費の額について、2つありますね。

最初に特別職の報酬となっておりますけども、審議してご意見等聞いたらどうかと思うのですけども、特別職の報酬等の額についての問題ですけども、資料の3ページですか、これを見ますと、すでに10%の減額をされていると、平成20年の2月から平成23年12月まで行っているということですよ。これは条例改正でそのように確定しているわけですか。

(総務局長)
はい。そうでございます。

(松浦委員)
現在の本来決まっていた額から10%減額。平成20年2月から平成23年12月まで決まっておるから、あとで増減が生じるのは平成24年1月からなのですか。

(総務局長)
もし、必要であれば次の議会のときに、さらに下げるということは可能でございます。

(松浦委員)
一応、今の形のものでは、平成23年12月まで10%減額を行っていると、こういって捉えていいわけですね。

(総務局長)
はい。

(松浦委員)
そうしますと、この審議会は、毎年、原則1回は開かれるということになりますので、平成21年も平成22年も審議する機会があるわけですね。そういたしますと、10%以下にすべき必要がある場合は別ですけども、そうでなければ特に答申をする必要がないと言いますか、改定を考えないというような答申でいいのではないかという気がするんですけどね。この辺はどうなのですかね。

(大川会長)
それについて、市側はどういうふうに考えておられますか。

(総務局長)
先ほど申し上げましたように、平成20年2月から平成23年12月まで、現平松市長の任期中ということで、今任期内につきましては10%を減額するというように条例で定めております。

先ほどの理事の説明にもございましたように、例えば短期的に今回の例えば不適正資金に関しまして、さらに減額を1月間というようなことは、その度にしておりまして、現任期内では10%を定額的にやるということは決まっております。

(大川会長)

松浦先生。これは、あれでしょ。市長、副市長、収入役でしょ。議員さんについてはですね。

(松浦委員)

それはそれで別で、議員さんの問題は10%と決まっておるわけではないので、それは別ですけども。市長、副市長だけに限定しますとね、もう既に平成23年12月まで10%減額と条例で決めておられると、後で改正するかどうかは別として、一応決めておられるわけですので、そういう状況を踏まえれば、特に減額するかどうか、別に意見を言わなくても、従来のまま将来を見守るという程度でいいのではなかろうかという気がしています。市長、副市長に関しては。

(大川会長)

それもひとつの考え方ですね。

(松浦委員)

議会の関係につきましては、議会にはひとつの独自性がありますので、議会の動きというのをある程度尊重する必要もありますし、議会の減額に対する取り組み、動きというものをもし差し支えなければ、分かる範囲で聞かせていただいてどう対応するかということも、ひとつの審議会のポイントで意見・答申のポイントになるかと思えますけども。

(大川会長)

はい。分かりました。今、市会の方から事務方が出席しております。

(市会事務局次長)

市会事務局次長の遠藤でございます。ただいま、報酬額の市会での検討状況ということのお尋ねであったかと思えますけども、この5月に現在の議長が就任時の記者会見におきまして、議員報酬や政務調査費を含めまして議会のコスト縮減や透明性向上を徹底的に議論したいということをおっしゃっております。

こうしたことを受けまして、議会自らの改革の観点といたしまして、様々な項目がございますが、ただいまの議員報酬の額、それから今回、審議をお願いしております政務調査費につきましても、更なる透明化を図るための1円以上の領収書の添付でありますとか、交付金額、そうしたことも検討事項として、会派内、更には会派間で協議を進めているところでございます。

市会におきましては、さきほど説明もございましたように、これまで他に先駆けて政務調査費の5万円以上の領収書等の公開を実施しておりまして、議会自らが改革を進めるということで取り組んでおりまして、できるだけ早期に結論付けるため、協議を重ねておられる状況でございます。以上でございます。

(大川会長)

そういうことらしいですが、いかがですか。

(松浦委員)

それで結局、市長、副市長の報酬額の問題、議員さんの報酬額の問題と政務調査費の問題。二つに切り離して、結局、市長、副市長の問題は平成 23 年 12 月まで 10%減額を決めておられると。

その考えとしましては、大阪市の予算規模は約 4 兆円規模なんですね。予算規模、それに対して業務、それだけの業務をするということになるわけでございますので、市長、副市長の業務だけではなくて、議員さんの議員業務でも予算規模に応じて、それだけのスケールとエネルギーがあるはずなので、やはり減額はいろいろ観点がありますけども、少なくとも 10%カットはしておられますけども、仮に意見を出すとしても、その範囲の意見になるのではなかろうかと思っておりますので、その点を踏まえると、現在、市長、副市長 10%カットが実施されている中で、どういう形の答申をするのか、という点を考える必要があるのではなかろうかと。我々としては、原則年 1 回あるとすれば、平成 21 年度、平成 22 年度に、いろいろまた市長、副市長の収入額について意見を述べる機会があるわけですので、現時点の意見としては、どの程度の意見をもとにするのかという問題が、市長、副市長の問題、課題ではなかろうかという気がします。

議員さんの報酬の問題と政務調査費。これは、議員さんの独立性といいますが、これはある程度尊重する必要がございますし、現在、聞きますと自発的に減額の関係につきまして議論されておられるようであると。そういうことになりますと、それをプッシュする必要はあろうかと思っておりますけれども、どういう形で、現在進行中の議会での議員さんの対応を睨んでどの程度の答申をするか。

しかも、ある程度、議員の、議会の独立性を尊重しながらの答申という観点から、どの程度の答申をするかということを考えるのが、ひとつの考え方ではなかろうかと考えております。

(大川会長)

他の委員さん方。ご意見ございませんか。

(平岡委員)

私がちょっとお聞きしたいのが、先ほど松浦委員が言われたように、平成 23 年 12 月まで減額措置があつて、それが終わって、財政健全化になっておるかどうかわかりませんが、市長でいったら一旦 150 万円になるという制度が減額措置なんですよ。

(総務局長)

はい。

(平岡委員)

その中で我々が意見を求められて答申をする。今行っていることが正しいのであれば、減額措置は、なしとなるのですか。

150 万円でもいいよってみたいな話しになるわけですか。

(総務局長)

平成 23 年 12 月まで少なくとも条例上の措置として決まっております。

(平岡委員)

ここで、具体的な数字を出して悪いですけど、150 万円が相応しいみたいな話になったら、それから 10%減額するということなのですか。

(総務局長)

例えば市長ですと、150 万円の本来的な給料が減額措置で 135 万円になっておりますので 135 万円が高いか安いかわかるという。

(平岡委員)

いや、高いか安いかわかるのを別にして、減額措置のその金額が相応しいみたいな意見になったときに、それから 10%減額ということが優先して、またそれから下げるのか、減額措置というのは、そうならなくなるということなのかね。

先ほど、5 ページでしたかね、川崎市は 2 段書きしてないわけ。マイナス改定されたと説明があったのですが、川崎市は減額措置ではないわけ。下げたということなのですか。

(総務局長)

そうです。本則で下げております。

(平岡委員)

本則で下げている。その辺が、今の感覚でいけば 10%の減額を平成 23 年 12 月までやると。その間に我々の意見があって、今の減額がそれは相応しいじゃないですかみたいなことになったら、減額が優先するのか、そのままで減額なしということではなくなるのか、その辺がちょっと理解できない。

(大川会長)

だから、この審議会としては関係無しにした方がいいですよ。

(副市長)

報酬審議会の方でご議論していただいておりますのは、それぞれ都市によっていろいろ検討差もありますが、150 万円という額が大阪市として相応しいのではないかとということで、報酬審議会からご意見をいただきました。

それを受けまして、普通、景気が良ければ、そのまま 150 万円ですが、非常に財政状況も厳しいということで、市長自ら減額の条例を出しますということで、審議会としては、他から例えば条例の報酬水準だと言えば、150 万円と私もは言わせていただいて、あなたはいくらもらっているのですかと市長が聞かれると、このような景気状況ですので 1 割カットしていますと。

極端なことを言いますと、平成 23 年までとなっておりますが、なかなか難しいとは思いますが景気が良くなれば、議会の方にお諮りをして 10%をやめてしまうということもあり得ますし、また先ほど平岡先生がおっしゃいますように、

仮にもっと厳しくなって、グレード自体 140 万でいいのではないのかと言った場合に、10%と言っていましたけれども、5%ぐらいの策で辛抱していただいて、同じように 135 万円という条例に改正することもありますので、この審議会で、大川会長がおっしゃいますようにグレードの 150 万円のレベルがどうであるかということをご審議いただいております。

(大川会長)

そこでちょっと聞いておきたいんですけどね、市長、副市長、収入役ね、実質的に、これは選挙公約でやられたんですよね。

(副市長)

平松市長の場合は、關市長の時に 10%の減額を行っており、財政状況についても当時の 10%カットの状況とあまり変わっておりませんので、引き続いて 10%を減額したいとのことであります。

私どもの場合の減額は公約ではありません。

(大川会長)

違うんですか。そこで、僕、腑に落ちないのはね、市長さんとか副市長さんが、そうやって減額やっておられるのに対してね、議会側はね、その問題を条例化したわけでしょ。その時に、ついでに、何で一緒に、私たちもそうしますというふうな申立てがなかったんですか。僕にはよくわからない。

(副市長)

それは私もよくわかりませんが、市会事務局からのお話によりますと、報酬だけじゃなくて、先ほどの話でしたら政務調査費の額、あるいはその使われ方について、いろいろセットで議論をして、結論づけていくということですので、おそらくそれも含めて今議論なされているのだと思います。

(大川会長)

市会の方では、それについて何かコメントありますか。

(市会事務局次長)

額につきましては、今検討しているということでございます。

(大川会長)

そうですか。

(松浦委員)

だいぶん分かってきたので、整理しますと市長、副市長の関係では、市長の本来の金額は 150 万円であると。それを結局 10%カットしたのは市長の意向というか、市長の意向、個人的といったらおかしいですけど、審議会の答申と関係のない市長として減額したいと。そういうことになったので、条例に反映させて減額措置をした。

もともと、審議会答申では従来の150万円が妥当であったと。それが答申ではなかったかと思えますけども、審議会の答申に係わらず、市長の自発的なものですので、市の財政的危機を解して減額措置をしたと。審議会の答申とはそれとは関係無しに、客観的にどのくらいの金額が妥当であるかというのを答申した方が良いのではないかと。

そうしますと、150万円は特に改定する必要はないから。減額の意見の人もあるかも知れませんが、そういう意見を仮に出すにしても現行水準135万円にしておられるが、そうにも書けるわけだから、それは結局市長に任されたことになるのですかな。150万円据え置きであると答申した場合に。

市長がそれでカットをやめてしまうとか。それは市長の個人的な考え方、意向によって考えたらいい。それで割り切ってしまうかですね。

(大川会長)

今の松浦先生のご意見に対して、何かご意見ございますか。

(平岡委員)

松浦委員が言われたように、審議会としてどの額がふさわしいかということ議論すればいいのではないのでしょうか。

(大川会長)

他に何か。

(松浦委員)

そういうことです。

(大川会長)

村上委員。

(村上委員)

そうなりますと、やはり松浦委員がさっき言われましたように、客観的に判断して150万円が妥当かどうかということになるのだと思いますね。

そうしますと、やはり他の自治体の金額がどうか、というのを見なければいけませんし、あるいは国がどうなっているか。さっきご説明の中で国は改定を行わないとお聞きいたしましたし、あるいは消費者物価指数の関係で、僅かながら上昇の兆しをみせているというようなことをお聞きしまして、そういった客観的な国の動きとか物価指数などを考えると、甘い意見なのかもしれませんけど客観的に見たら据置きというふうになるかと思うのですが。いかがでしょうか。

(大川会長)

それもひとつの考え方ですね。何か他にご意見ございませんでしょうか。そうなりますと、ちょっと難しい問題が、恐らく私の完全に個人的な予想ですけどね、国の経済はどうなるか分らないですよ。恐らく今の世界金融状況からね、これは1929年の大恐慌に匹敵するくらいの大変動が来るかも分かりま

せん。その変動があるかも分かりません。今年、来年にかけて。それに応じて恐らく国も方針を変えなければ仕方がない状況がひょっとしたら、かなりの大きな確率で出てきます。それでもいいんですか。

それと、もうひとつ僕この頃、えらく大阪市だけでなく各地方自治体がですね、大阪市もそうでしたけれども、裏金問題で揺れてましたね。新聞紙上でね。こういうような状況が何故起こるのか。僕はいろいろ考えてましてね、ひょっとしたら会計方式がね、国もそうですけど地方自治体も全部そうなんですけど単年度方式でやってるんですよね。単年度方式でやってるから、このようなことは企業では絶対に起こりえない。連続的ですからね。ゴーイングコンサーンで考えてますから会社というのは。地方自治体もゴーイングコンサーンですよ。潰れるはずがない。潰すわけにもいかない。潰れる可能性のあるところもありますけどね。

だけどゴーイングコンサーンである制度が、単年度会計でいいのか。私は非常に根本的な問題がそこにあるような気がします。それがあからこそ裏金問題が出てきたんですね。これはどう思われますか。

(総務局長)

不適正資金につきましては、おっしゃいましたように会計制度上の問題というのが確かにございまして、その最たるものが単年度主義で、予算を毎年使いきらなければなりません。

予算を使いきれなくてそれをプールしてしまったり、預けということで業者に預けていたのは事実でございます。

勿論、単年度主義だから必ず不適正資金が起こるということではございませんが、ひとつの原因になっていたのは確かでございます。

(大川会長)

使いきらないといけないというのが単年度会計の基本ですね。使い切らなくて余ったらね、報償金を出すぐらいの制度を考えたい方がいいんじゃないですかね。出来ないんですか。

(総務局長)

それにつきまして再発防止策の中で、いろんな事を決められておりますが、ひとつとして予算をきちんと節減を上手にした場合に、インセンティブをつけていこうとしたものはあります。

従来例でいきますと、予算を余らせますと、翌年度の予算で減らされるということがありましたが、それについてインセンティブをつけていこうということでございます。

ただ漫然と予算を余らせるということは正しくありませんので、積極的な節減策を講じた時に、そういったインセンティブが働くと。そういうことが必要であるかと考えます。

(大川会長)

いかがでございましょうか。皆さん。やはり特別職報酬といっても基本的には自治体の基本的な経済状況に応じて考えていかないといけない問題だと思います。

いますね。今、私は突然、抜本的な問題提起をしたわけですが、これすぐには変えられないと思いますけれども、きちっとそういった問題をですね検討するような機会を設けて、組織的にきちっと整理して考えられたらどうでしょうかというのが私の提案です。

何か他に。はい。どうぞ。

(吉村委員)

私も初めてで、ちょっといろんなことを聞かせていただきましたが、やはり今までの地域やいろんなところでやってきて、その年度内にいただいたいろんなものを使い切っていなかった。

それが結局は使い切るために、それを預けて次の年度に何かを買うというようなことで素人考えですけれども、それですと来てましたのでそれを使いきらないと今度の予算がいただけないのでないかということも。国も道を掘り返すのも年度の3月になったら、掘り返しているからそれは使いきらないといけなからだと。素人考えでそういうふうに思ってきましたけど、やはり財政的にこうして、逼迫してまいりまして市町村の給料とか、審議会に初めて入らせてもらいましたけど、よその所もこういうようになっているということで、今後、今の景気が良くなればもとに戻ると、それはちょっとしばらくの間はないであろうと、素人としても思いますし、その場合の結局は報酬の件について、決められた金額に戻るのは皆様で考えながらやらなくてはいけないと。役所としても大変だと思いますけれども。

それと議員さんのお話、会長がおっしゃったように役所ばかりでなしに、自らもこうしないといけないというようなことが出るんですかということと言われたことは、私もそのようなお声があったらいいなと思いました。

ここに公用車の廃止などが出ておりますけれども、どのくらいの廃止をされた場合にどれだけ利益というか、こちらに有効なお金ができるのか、公用車をやめられました。それ自身も大きなメリットでないかと思うのですが、いかがですか。

(大川会長)

それはそうですね。恐らくその時に話していただけなかったけども。公用車を廃止したら運転手さんはどうなったんでしょうかね。運転手さんの給料も全部そのコストになっていますから。大阪市は公用車を廃止して競売に出したんですか。大阪府はやってますね。

(総務局長)

車自体は競売です。入札で売却をしました。運転手等につきましては、これは市長部局について全部廃止しましたので数十人規模であったかと思います。

(大川会長)

それは、節約になっていますか。

(吉村委員)

その方々は、自転車で地域まわりをしておられますよ。区長さんの運転手をされていた方が、私らと一緒に子どもの見守りをやっています。そこで同じように背中に見守りのバッジを付けて、ずっと地域まわりをしておられます。もっとたくさんおられたみたいですが、一人でなかったのではないかと思うのですけど。

(総務局長)

議会の公用車の運転手並びに市長部局の公用車の運転手は、全般としましては、各職場に配置転換しまして、その中の何割かは区役所の地域安全対策の業務に就いております。

(大川会長)

その分は経費節減になっておるんですか。

(総務局長)

なっております。

(吉村委員)

それで、たくさんの方が区役所に各配置されるのに、一つの区役所に8人ぐらいでずっとまわって来られているということも聞きましたから、そういうので地域を安全にするために市長がおっしゃっている安全・安心なまちづくりのところにポイントがいつているのかと私はそう思っているのですけど。この廃止されたことだけ聞きたかったのです。

(大川会長)

他に何かご意見ございますでしょうか。

(松浦委員)

客観的には、市長・副市長の報酬ですけれども、現行の150万円が妥当かどうか、大川会長の方から日本の先行きがわからないような未曾有の深刻な危機だとおっしゃいましたけれども、それはその時の段階で、1年毎に答申することになるわけですから、また議論すればいいのではないかと思います。

(大川会長)

他の委員さん何かご意見ございますでしょうか。

(平岡委員)

まとめ方として今日の意見でもう結論というか、まとめていただくことになるのでしょうか。

私は二つの諮問のうち1番の方は、今言われるような形でいいのですが、政務調査費というのは、少し分からないので、もう少しいろいろ聞いてからでもいいかと思ったりもするのですけど。急ぐのであれば、先ほどありましたよう

に、議員さん自ら一生懸命やられているということで、それと平行してやって
もいいかという意見を持っています。急がれるのであれば。

(大川会長)

まあ別に急ぐこともないんですけども、出来れば今日の皆様方のご意見でま
とまればですね、答申を。

(松浦委員)

議員さんの方のまとまる時期。これはある程度の時期はだいたい決まってい
るのですか。いつ頃までとか、目途としては。

(市会事務局次長)

今は、出来るだけ早期にということで取り組んで協議されているところでご
ざいますが、事務局の方から時期のことについては、結論に至っておりません
ので申し上げられる状況にはございません。

(松浦委員)

例えばその時期を睨んで、本審議会の答申をその時期にあわせるような進行
で、柔軟性のある考え方にさせていただいて、時期とか進捗状況を睨んで答申を
出すというのもひとつの考え方かと思います。

そういうようなやり方が可能なのかどうかですね。時期にもよりますけれど
も来年ぐらいしかまとまらないということでは、これはとても間が持ちません
のでね。

(大川会長)

それはいかがでしょうかね。

(市会事務局次長)

本日のご意見につきましては、会派なり議員さんの方にお伝えしたいと思ひ
ます。

(大川会長)

そうですか。今の意見もちゃんと伝えておいて下さいね。

それから政務調査費について、ちょっと私質問がございます。ぜひ議会の方
にお伝え願いたいと思いますけれども。このデータを見ていましてね、市会活
動状況、資料8ですけれども、平成19年度はなべて平均値より低いですよ。平
均値よりも平成19年度は下回っていますけれども、これは何か理由があるのですか。

(市会事務局次長)

最初にご説明申し上げましたように、市会の定例会なり臨時会は決まってお
りますので、年度毎では、だいたい一緒ですが歴年で比較いたしますと4年に
1回市長選挙がございます、市長選挙が11月、12月にあった年については、

そこの定例会が翌年にずれ込むことになります。そういうこともあって4年に1回は少なくなって、翌年はまた多くなるという状況でございます。

(大川会長)

それが平均値を引き上げているということですね。

(市会事務局次長)

はい。

(松浦委員)

政務調査費で、私の意見をおさえておきますと、例えば領収書は、当初大阪市会は5万円以上の領収書はとると、5万円以下はとらないということで。領収書をとるということでいくとしたのは、一番先だったのですね。でも今になってみますと、どこも領収書を全部とるといって変わってきていますし、大阪府の方が最近そうになりましたし、東京都でもそうなりますし、ということになりますと最初5万円以上は必ず領収書をとりますと先発で発走したけれども、それでも遅れている状況になっておりますので、これはやはり他の自治体と肩を並べて全部とるといって方向でないといふ具合が悪いという感じじゃないですかね。

(大川会長)

そういう方向で検討は進んでいるんですか。

(市会事務局次長)

勿論、他都市の状況をよく承知されておられますのでそういったことで検討を進めていただいております。

(大川会長)

そういう状況らしいです。

(松浦委員)

とりあえず意見ですけども、議会の対応が遅ければそういう意見を踏まえた答申書を出してもらわざるを得ないのではないかという感じがしますね。

(村上委員)

全てのものに領収書をつけるという説明責任を果たしてもらおうというのは我々委員同じような意見ではなかろうかと思うのですけどね。

という意味で強く答申の中に、そういう気持ちを入れていただければと思うのですけどね。

でも議会の議員の皆様方もおそらく同じようなお考えではなかろうかと思うのですけども一歩先に方向性を出すというのもいいのかなと思っております。

(藤井委員)

普通、企業経営をしていたらそれが当たり前ですよ。使ったお金の証明書類は全部つけばいい。我々だってそうしています。

それと報酬の件、いろいろ議論されています。税金の中で人件費、その他いろんな項目があると思います。その中で一応の線を作って今までやっていると思います。そういう意味で、市長さんの給料は150万円から135万円に下がった。当然考えてやっていると思いますので、これはこれでいいと思います。

それと先ほど言われました工事が年度内に全部するというので民間では何であんなことをするのかということですが、余ったお金は半分国に返すのです。残り半分は自治体に持って行って好きなように使えということにすれば、我々は物を買うときに業者に目踏みしますわね。もっと少ない額で。給料も上げられると思うのですけれどもね。いかがですか。民間ではそうやっています。

(大川会長)

それはだからさっき私言いました。単年度会計というのは欠点なんです。制度的欠陥なんです。

(藤井委員)

これはもうそんなこと、ここで決めたら変えられるものですかということですね。ということは、今の市長さんの給料で言いましても平成20年度から平成23年度と書いていますね、これを簡単に変えられるという、果たして変わるのかどうかですね。やはりもう全体の方のご意見が考えて外に出ていると思うのですが意見としては書いているねとは思いますが。現実、市民が行っている事業にしてもこれ以上の厳しい中で、いろんな工夫をしながら行っているということをご承知やと思いますので、いろんな各区の行政にしてもそういうことを踏まえて行っていただいていると思いますので、そういう意識の変革が出たということは、非常に良いことではないかというように考えております。

(大川委員)

その他に特別に今ご意見ございますでしょうか。

(村上委員)

よろしいでしょうか。

(大川委員)

はい。

(村上委員)

会長から未曾有の金融危機、財政危機、経済危機ということで、減額といった方向で考えられたのかもしれませんが、しかし、おそらく会長は、金融危機だからこそ特別職に就いていらっしゃる方々、あるいは議員の方々もより一層大阪市民の暮らしの安定と向上のために一生懸命頑張ってもらいたい。

そういう期待をこめて増額は、もう無理かもしれませんが、時には増えるという考え方も出来るかと思うのですけれども、会長のご趣旨はいかがだったのでしょうか。

(大川会長)

いや、私は、あの、別に減額したほうがいいとかそういうことで申し上げているのではなくて、今の給与水準がそれでいいのかということが、やっぱり経済全体の動きから判断しなくてはいけないと思っていますから。いかがでしょうかね。

みなさんも意見が一致したら、それで答申を書くことにしますけれども、先ほど松浦委員も言われた問題も勘案しながらね。あの市会側からどういうふう、ずっと前ですけども、この審議会私も10年以上もやっていますけれども、議員さんのお給料を減らしたらどうですかと言い出したことがありました。そんなことは、そちらで決めてもらったら困ると。

事務方としては、それを議会が条例として制定するのは議会ですからね、議員さんの意向をまったく無視するわけにはいかないわけですね。まあ議員の、だから先ほどから議会の情報を聞いているわけですから、そのだいたいの意向に沿えるような、みなさん納得していただけるような形の答申を正式には出さないといけないと思っています。

でも制度の問題は少し話が大きすぎるので、国として、私は国がそうしなくてはいけないと思っているのですけどね、大阪市とか大阪府とかいろんなところで裏金問題が出てきたのは、やっぱり単年度会計という制度の欠陥がそこにもろに現れていると私は最近そう感じていますかね。

そういった問題も、あるいはひょっとしたら問題提起できないかなと。答申の中でね。ちょっと難しいですかね。

(松浦委員)

この審議会の中で管轄事項ではなさそうですね。

(大川委員)

まあ、そうですね。

(松浦委員)

先ほどの現行150万円が高いか安いという話になりますが、結局4兆円予算ということが、例えば会社であれば1兆円規模の予算の会社といえば、大会社なのですね。これを4つ集めたような規模ですので、会社と比較すると大大会社にあたるわけですからね、その辺のクラスの代表取締役というのは、これはもう多額の報酬、収入があるものです。

それに比べたら150万円というのは、そう高いというように考えるものではないし、それから基本的には苦しいときほど執行部の責任というか、苦勞というのは、楽な予算の時よりはしんどいはずなんです。非常に心労も厳しいでしょうし、そういうことを考えますと、できるだけ減額ということは簡単にはできないのではなからうかと。予算規模で比べましても、衛星都市では1000億か2000億の予算規模なのです。

それに比べたら額も格段に多いし、交通局、港湾局を抱えていますし、複雑な行政を全部抱えますと、これは大変な努力、仕事となります。そういう意味で150万を減額するというのは考えにくいのではないかとこのように考えます。

(大川会長)

いかがでしょうか。この問題は、前から何回も出てくるのですが、松浦委員もご存知かと思いますが、商工会議所が入ってやっておられた頃、ちょっと給料が少なすぎるのではないかとずっと前に言われたことがあるんです。まあそれは確かに私企業に比べたら全然格段の差であることは間違いありません。ただ、地方自治体というのは、みなさんの税金で運営しているわけですから、私企業は営利目的でやっているわけですから、儲ければなんぼ払ってもいいわけですが、これはやっぱりみなさまの税金を、我々の税金を使わせてもらっているという立場からすると、私企業と比較するというのは、僕はちょっと行き過ぎだと前々から思っていましたけれども、確かあれは大阪ガスの社長、私たちの先輩なんですけれども、これでは安すぎると、当時は5万人ですが、今は4万人ですか。5万人の大企業の社長が、これだけでは安すぎると言われたことがあったのですが、それには私は全然くみしえなかったですね。

いかがでございましょうか。もう他にご意見がなければ、だいたい結論的なものは出てきたように思いますが、皆様方のご意向に従って答申をさせていただきましても、取りまとめをしなければいけないので、先ほど松浦委員がまとめていただいたその線でいいですか。

(松浦委員)

議員さんの報酬と政務調査費ですか。政務調査費は以前出していただいた。それから政務調査費も議員報酬の分と減額の方を期待したいですね。その期待がにじむような答申にする。

(大川会長)

わかりました。難しいですね。

(柏木副市長)

今、まず議会で議論しておりますので、今日先生がおっしゃった政務調査費を議論するにあたって、議会の意思決定のスケジュールもこの審議会の答申の時期にもかかってまいりますので、その点なり、報酬あるいは額についても厳しい内容だということは、また市会事務局通じて今まで議論なされていますので、今日承ったご意見については早急にスケジュール、内容を含め議会の方に伝えさせていただきまして、今の議会の議論に少しでも反映していただけるように、お伝えするようにいたします。

(大川会長)

他に何かご意見ございませんでしょうか。ないようでしたら、私の方で最終的に答申書の原案を作らせていただきますので、今松浦委員が言われた、村上委員も言われた考え方も勘案したような、ものすごく難しい印象がありますけれども、こちらの方で鋭意作らせていただきますので、その点については、出来上がった段階で皆様方にご相談をしないといけないと思いますが、もう一度ここで会議を開くというのではなく、答申書の原案を皆様方のお手元にお届けして、ご意見をいただいて、その上で私の方でまとめるということで答申させていただくという方向で決着してよろしゅうございませうか。

(各委員)
結構でございます。

(大川会長)
ありがとうございます。事務局として何かありますか。

【閉 会】

(事務局)
長時間にわたりまして委員の先生方につきましては、貴重なご意見を賜りましてありがとうございました。本日の審議会はこれにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。